

障障発 0722 第2号
令和2年7月22日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等は、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて障害者支援施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）第44条等の障害者総合支援法等の関係法令において、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について義務付けられているが、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）について速やかに点検をお願いする。

（参考1）関係省令、通知

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の

人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）

（非常災害対策）

第 44 条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

（38）非常災害対策（基準第 44 条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

※他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

（参考 2）点検対象施設・サービス

- | | | | |
|-------------|---------------|----------------|------------|
| ①障害者支援施設 | ②療養介護事業所 | ③生活介護事業所 | ④短期入所事業所 |
| ⑤自立訓練事業所 | ⑥就労移行支援事業所 | ⑦就労継続支援事業所 | ⑧共同生活援助事業所 |
| ⑨福祉型障害児入所施設 | ⑩医療型障害児入所施設 | ⑪児童発達支援センター | |
| ⑫児童発達支援事業所 | ⑬医療型児童発達支援事業所 | ⑭放課後等デイサービス事業所 | |

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未策定又は内容が不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強

化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号)や「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成 29 年 2 月 1 日障障発 0201 第 1 号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成 30 年 12 月 27 日障障発 1227 第 1 号)等の通知や当該通知の添付資料を参照のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、障害者支援施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の策定状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等